

千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科・産婦人科医及び助産師（以下「産科医等」という。）の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医等の確保を図るとともに、将来の産科医療を担う医師の育成を図るため、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画に定め、同法第6条に基づく基金を活用して実施する事業のうち、次の各号に定めるものとする。

(1) 産科医等確保支援事業

以下の要件の全てを満たすもの又はこれに準じるものと知事が認めたものが実施する、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）に係る事業とする。

ア 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科医等に対して、分娩手当等について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、知事が適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

イ 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・解除）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。以下同じ。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

(2) 産科医等育成支援事業

以下の要件のすべてを満たし、知事が適当と認めたものが実施する、産科を選択する医師に対して支給される手当（研修医手当等）に係る事業とする。

ア 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者（以下「産科専攻医」という。）を受け入れている医療機関（社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること。

イ 就業規則、又は雇用契約等において、産科専攻医の処遇改善を目的とした研修医

手当等の支給について明記している医療機関であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された合計額とする。

ただし、別表の第1欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 市町村（地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）以外の者が実施する事業に対し市町村が補助する事業

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、市町村が補助する額（イにより選定された額の3分の3から3分の1の範囲内の額とする。）を比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) (1) 以外の事業

ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(1) 産科医等 確保支援事業	1 分娩当たり 10,000円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	3分の1
(2) 産科医等 育成支援事業	研修医1人1月 当たり 50,000円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等）	3分の1

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）正1部を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業者が市町村である場合、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（別記第2号様式）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を転換する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 市町村は、県から概算払いにより補助金の交付を受けた場合には、当該概算払いを受けた間接補助金（市町村が補助事業に対してこの補助金を財源の全部又は一部とした補助金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

(9) 市町村は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、(1)から(4)、(6)及び(7)に掲げる条件を付すること。この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町村長」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「消費税等に係る仕入控除税額報告書(別記第3号様式)」とあるのは「別記第3号様式に準じた様式」と読み替えるものとする。

(10) 市町村は、(9)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、予め知事の承認又は指示を受けなければならない。

(11) 市町村は、(9)により付した条件に基づき、市町村に間接補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(12) その他知事が必要と認める事項

(変更等承認申請)

第6条 前条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）正1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する実績報告をするときは、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い期日までに、千葉県産科医等育成・確保支援事業実績報告書（別記第5号様式）正1部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付を請求するときは、千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払いの請求)

第9条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金概算払請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、平成27年3月13日から施行し、平成26年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

改正後のこの要綱は、令和3年11月17日から施行し、令和3年度以降の予算に係る補助金について適用する。

別記第1号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり千葉県産科医等育成・確保支援事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金の申請額 金 円

- 2 事業の種類（該当するものを○で囲む。）
 - (1) 産科医等確保支援事業（分娩手当等）
 - (2) 産科医等育成支援事業（研修医手当等）

- 3 所要額調書（別紙1）

- 4 事業計画書（別紙2）

- 5 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書の抄本
 - (2) 通常の分娩費用（入院から退院まで）の金額がわかる書類（料金表等）
 - (3) その他参考となる書類

※ (2) は、産科医等育成支援事業（研修医手当等）のみ申請の場合は不要。

別紙 1

経費所要額調書 (手当等)

施設名	総事業費 (A)	寄付金及びその 他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 実支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C) (D) (E)のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	県補助金 所要額 (F)×(G) (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	1/3	円	

記入要領

- 1 事業区分ごと別葉で作成し、表題に手当等の名称を記入すること。
- 2 「選定額」欄には、「対象経費の実支出予定額」と「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 3 「県補助金所要額」欄には、「選定額」と「差引事業費」とを比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た金額を記入すること。
- 4 「県補助金所要額」欄の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。

別紙2 (分娩手当等)

事業計画書 (分娩手当等)

担当者氏名

電話番号

施設区分	施設名	設置主体	所在地	一般的な分娩費用	分娩手当等の対象となる 分娩取扱 (見込) 件数	分娩手当等 支給 (見込) 額
該当するものを○で囲む 病 院 診療所 助産所				円	件	円

	人数	支給区分	支給単価 (円)
産科・産婦人科医	人		
助 産 師	人		

記入要領

- 「分娩手当等の対象となる分娩取扱 (見込) 件数」欄は、産科医、産婦人科医又は助産師に対する分娩手当等の支給対象となる分娩取扱 (見込) 件数を記載すること。
- 「分娩手当等支給 (見込) 額」欄は、産科医、産婦人科医又は助産師等に対する分娩手当等の支給 (見込) 額を記載すること。
- 分娩手当等の額について、日中と夜間、正常分娩と帝王切開などにより異なる支給単価を設定している場合には、「支給区分」欄及び「支給単価」欄は、それぞれの区分及び当該区分ごとの支給単価をすべて記載すること。

別紙2 (研修医手当等)

事業計画書 (研修医手当等)

担当者氏名

電話番号

施設名	設置主体	所在地	手当の支給対象期間
			年 月～ 年 月

	研修医氏名	期 間	月数	研修医手当等支給月額	年間支給 (見込) 額
1		月～ 月	月	円	円
2		月～ 月	月	円	円
3		月～ 月	月	円	円
4		月～ 月	月	円	円
5		月～ 月	月	円	円
6		月～ 月	月	円	円
7		月～ 月	月	円	円
8		月～ 月	月	円	円
	計		延べ 月	円	円

※ 行が不足する場合は、適宜追加して作成すること。

年度補助金調書

(市町村名)

県		市 町 村										備 考
歳出予算科目	交付決定の額	歳 入			歳 出							
		科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
	円		円	円		円	円	円	円	円	円	
(項)医薬費 (目)医務費 (節)負担金補助及び交付金												

(作成要領)

- 1 「県の交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書（ ）をもって附記すること。

別記第3号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度消費税等に係る仕入控除税額報告書

年 月 日千葉県医指令第 号 で補助金交付決定のあった
千葉県産科医等育成・確保支援事業について、千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金
交付要綱第5条第7号の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-----------------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金返還相当額 | 金 | 円 |
| 4 その他参考となるべき資料（2及び3の金額の精算の内訳等） | | |

別記第4号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付決定のあった
千葉県産科医等育成・確保支援事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県
産科医等育成・確保支援事業補助金交付要綱第6条の規定により承認申請します。

- 1 変更（中止・廃止）事業名
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更前計画
- 4 変更後計画

別記第5号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度千葉県産科医等育成・確保支援事業実績報告書

年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定のあった
千葉県産科医等育成・確保支援事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定に
より関係書類を添えてその実績を報告します。

- 1 所要額精算書（別紙1）
- 2 実績報告書（別紙2）
- 3 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算書抄本
 - (2) 手当等の支給を明文化した書類（就業規則、雇用契約書の写し等）
 - (3) その他参考となる資料

※ (2)は、産科医等確保支援事業（分娩手当等）について、個人で診療所又は助産所
を開設し、他の産科医及び助産師を雇用していない施設の場合は不要。

別紙 1

経費所要額精算書 (手当等)

施設名	総事業費 (A)	寄付金及びその 他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (C)(D)(E)のうち 最も少ない額 (F)	補助率 (G)	県補助金 所要額 (F)×(G) (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	1/3	円	

記入要領

- 1 事業区分ごと別葉で作成し、表題に手当等の名称を記入すること。
- 2 「選定額」欄には、「対象経費の実支出予定額」と「基準額」とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 3 「県補助金所要額」欄には、「選定額」と「差引事業費」とを比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た金額を記入すること。
- 4 「県補助金所要額」欄の算出に当たり、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を記入すること。

別紙2（分娩手当等）

実績報告書（分娩手当等）

担当者氏名

電話番号

施設区分	施設名	設置主体	所在地	一般的な分娩費用	分娩手当等の対象となる 分娩取扱件数	分娩手当等 支給額
該当するものを○で囲む 病院 診療所 助産所				円	件	円

	人数	支給区分	支給単価（円）
産科・産婦人科医	人		
助産師	人		

記入要領

- 「分娩手当等の対象となる分娩取扱件数」欄は、産科医、産婦人科医又は助産師に対して支給した分娩手当等に係る分娩取扱の件数を記載すること。
- 「分娩手当等支給額」欄は、産科医、産婦人科医又は助産師に対して支給した分娩手当等の金額を記載すること。
- 分娩手当等の額について、日中と夜間、正常分娩と帝王切開などにより異なる支給単価を設定している場合には、「支給区分」欄及び「支給単価」欄は、それぞれの区分及び当該区分ごとの支給単価をすべて記載すること。

別紙2 (研修医手当等)

実績報告書 (研修医手当等)

担当者氏名

電話番号

施設名	設置主体	所在地	手当の支給期間
			平成 年 月～平成 年 月

	研修医氏名	期 間	月数	研修医手当等支給月 額	年間支給額
1		月～ 月	月	円	円
2		月～ 月	月	円	円
3		月～ 月	月	円	円
4		月～ 月	月	円	円
5		月～ 月	月	円	円
6		月～ 月	月	円	円
7		月～ 月	月	円	円
8		月～ 月	月	円	円
計			延べ 月	円	円

※ 行が不足する場合は、適宜追加して作成すること。

別記第6号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金交付請求書
年 月 日付け千葉県医達第 号で額の確定のあった千葉県産科医等
育成・確保支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおり
請求します

記

金 円

振込先 銀行 支店
口座名
預金種別 普通 ・ 当座
口座番号

別記第7号様式

文 書 番 号
年 月 日

千葉県知事 様

補助事業者
住 所
氏名又は名称
(代表者名)

年度千葉県産科医等育成・確保支援事業補助金概算払請求書
年 月 日付け千葉県医指令第 号で補助金交付の決定のあった千
葉県産科医等育成・確保支援事業補助金を千葉県補助金等交付規則第16条の規定により
下記のとおり請求します

記

金 円

振込先 銀行 支店
口座名
預金種別 普通 ・ 当座
口座番号